

議案第 4 1 号

飯能市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯能市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

住民票記載事項証明手数料	1 世帯につき	2 0 0 円	を
戸籍の附票の写しの交付手数料	1 戸籍につき	2 0 0 円	

住民票記載事項証明手数料	1 世帯につき	2 0 0 円	に
除票の写しの交付手数料	1 世帯につき	2 0 0 円	
除票記載事項証明手数料	1 世帯につき	2 0 0 円	
戸籍の附票の写しの交付手数料	1 戸籍につき	2 0 0 円	
戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1 戸籍につき	2 0 0 円	

改め、個人番号の通知カード再交付手数料の項を削り、同表備考中「住民票記載事項証明」の次に「除票記載事項証明」を加え、「及び戸籍の附票の写し」を「除票の写し、戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写し」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 5 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
省略		省略	
住民票記載事項証明手数料	省略	住民票記載事項証明手数料	省略
除票の写しの交付手数料	1世帯につき 200円	戸籍の附票の写しの交付手数料	省略
除票記載事項証明手数料	1世帯につき 200円	省略	
戸籍の附票の写しの交付手数料	省略		
戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1戸籍につき 200円		
省略			
個人番号カード再交付手数料	省略	個人番号カード再交付手数料	省略
身分に関する証明手数料	省略	個人番号の通知カード再交付手数料	1件につき 500円
省略		身分に関する証明手数料	省略
		省略	
備考 証明（住民票記載事項証明、 除票記載事項証明及び戸籍の附票の記載事項証明を除く。）又は写し（住民票の写し、除票の写し、戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の		備考 証明（住民票記載事項証明及び戸籍の附票の記載事項証明を除く。）又は写し（住民票の写し及び戸籍の附票の写しを除く。）の交付は、交付枚数1枚をもって1件と	

<p>除票の写しを除く。)の交付は、交付枚数1枚をもって1件とする。</p>	<p>する。</p>
--	------------

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年五月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十三号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第六号及び第十号の規定に基づき、この政令を制定する。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定及び同条第十号に掲げる規定（同法第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第四項の改正規定に限る。）の施行期日は、令和二年五月二十五日とする。

総務大臣 高市 早苗
内閣総理大臣 安倍 晋三

した電子情報処理組織をいう)を使用して、厚生労働省令で定めるところにより、被共済者の就労の実績を機構に報告することとした場合には、前項に規定する方法に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、現金をもつてすることが出来る。

第七條 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條の次に次の一条を加える。
(健康診査に関する情報の提供の求め)

第十九條の二 市町村は、妊産婦若しくは乳児若しくは幼児であつて、かつて当該市町村以外の市町村(以下この項において「他の市町村」という)に居住していた者又は当該妊産婦の配偶者若しくは当該乳児若しくは幼児の保護者に対し、第十條の保健指導、第十一條、第十七條第一項若しくは前条の訪問指導、第十二條第一項若しくは第十三條第一項の健康診査又は第二十二條第二項第二号から第五号までに掲げる事業を行うために必要があると認めるときは、当該他の市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する第十二條第一項又は第十三條第一項の健康診査に関する情報の提供を求めることができる。

2 市町村は、前項の規定による情報の提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるところにより行うよう努めなければならない。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第八條 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十四條に次の一項を加える。

3 液化石油ガス販売事業者は、前二項の規定による書面の交付(再交付を含む。以下この項において同じ)に代えて、政令で定めるところにより、一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるところにより提供することができる。この場合において、当該液化石油ガス販売事業者は、当該書面の交付をしたものとみなす。

2 前項の委託契約の当事者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるところにより提供することができる。この場合において、当該委託契約の当事者は、当該書面の交付をしたものとみなす。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定めるところから施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規定(同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(第十号に掲げる部分を除く。)、同法別表第三の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同法別表第四の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、及び同法別表第五の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第三條中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七條第三項の改正規定(同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分(第五十七條)を「第五十七條第一項」に改める部分に限る。を除く。)、同法第五十六條(見出しを含む)の改正規定、同法第五十七條第一項に改める部分に限る。を除く。)、同法第五十七條(見出しを含む)の改正規定、同法第五十七條の見出しの改正規定(電子計算機処理等の受託者等)を「利用者証明検査者等」に改める部分に限る。及び同条の改正規定(同条を加える部分を除く。)、第四條中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条から附則第六條までにおいて「番号利用法」という)別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七條の規定並びに附則第三條、第七條から第九條まで、第六十八條及び第八十條の規定 公布の日

二 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定(第十五條)を「第十五條の四」に、「第二十條」を「第二十一條の三」に、「第二十一條」を「第二十一條の四」に改める部分に限る。)、同法第二條及び第三條の改正規定、同法第十條の次に一條を加える改正規定、同法第十二條第一項及び第五項、第十三條の第二項並びに第十二條の四の第四項の改正規定、同法第二章第十五條の次に三條を加える改正規定、同法第十九條の次に一條を加える改正規定、同法第二十條第一項の改正規定、同法第二十一條の改正規定(すべて)を「全て」に改める部分に限る。)、同条を同法第二十一條の四とする改正規定、同法第三章に三條を加える改正規定(第二十一條の三第五項の表第十二條第五項の項、第十二條の第二項の項及び第十二條の三第七項の項に係る部分を除く。)、並びに同法第二十四條、第三十條の五十一、第三十六條の二第一項、第三十七條第一項、第四十三條、第四十六條第二号及び第四十八條第一項の改正規定並びに第三條中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十六條第二項の改正規定及び同法第七十九條に一項を加える改正規定並びに附則第四條第一項、第六項、第五項から第七項まで、第十一項及び第十二項、第五十七條、第五十八條、第六十一條並びに第六十三條(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)第三十六條第二項の改正規定に限る。)、の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第五條の規定 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)の施行の日

四 附則第三十九條(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二十五條の二第四項第二号の改正規定に限る。)、の規定 平成三十二年一月一日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という)のいづれか遅い日

五 附則第三十條(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二條の二十五第十五項及び第十六項並びに第七十二條の二十六第十項及び第七十一條の改正規定並びに同法附則第九條の五の改正規定に限る。)、第四十四條、第五十條及び第七十一條の規定 平成三十二年四月一日又は施行日のいづれか遅い日

六 第三條中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律目次の改正規定、同法第三條第四項の改正規定、同法第十七條第三項の改正規定(第一号に掲げる部分を除く。)、同法第三十八條の改正規定、同法第三十七條第三項の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同法第四十一條、第四十四條第一項、第四十五條、第五十一條(見出しを含む。)、第五十三條(見出しを含む。)、及び第五十五條(見出しを含む)の改正規定、同法第五十七條の見出しの改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同条に二項を加える改正規定、同法第六十六條第一項の改正規定、同法第六十七條第一項の改正規定(同項に一号を加える部分に限る。)、並びに同法第七十四條及び第七十八條第一項の改正規定並びに第四條中番号利用法第七條及び第六條の改正規定、番号利用法第七十七條の改正規定(同条第一項中「その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める番類の提示を受け、又は同条」を「前条」に改める部分に限る。)、並びに番号利用法第五十五條及び附則第三條の改正規定並びに附則第六條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二条中住民基本台帳法別表第一の四十四の三の項の次に次のように加える改正規定 平成三十三年一月一日

八 第六條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

九 第二条中住民基本台帳法第十七條の改正規定(同条に三号を加える部分(第五号及び第六号に係る部分に限る。))に限る。)、同法第二十條第二項から第五項までの改正規定及び同法第三章に三條を加える改正規定(第二号に掲げる部分を除く。))並びに附則第四條第四項及び第八項の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)、同法第八條、第九條、第十三條及び第十五條第二項の改正規定、同法第十七條の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第十八條及び第十九條第四項の改正規定、同法第二十條の次に三條を加える改正規定、同法第二十一條の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)、同法第二十六條から第三十條までの改正

七 特定利用者証明検査者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十五

条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

八 特定利用者証明検査者から次条第一項に規定する特定利用者証明検査者証明符号の電子計算

機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職

員又はこれらの者であった者が第五十五条第三項において準用する同条第二項の規定に違反し

たとき。

九 次条第一項に規定する特定利用者証明検査者証明符号の電子計算機処理等に関する事務(特

定利用者証明検査者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行うものを含む。)に

従事している者又は従事していた者が第五十七条第二項において準用する同条第一項の規定に

違反したとき。

十 第一項の規定により認可を受けて行う確認に関する事務(特定利用者証明検査者の委託(二

以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行うものを含む。)に従事している者又は従事してい

た者が第五十七条第三項の規定に違反したとき。

(特定利用者証明検査者証明符号)

第三十八条の三 特定利用者証明検査者は、機構に対し、特定利用者証明検査者であることを示す

符号(以下「特定利用者証明検査者証明符号」という。)の提供を求めることができる。

二 機構は、特定利用者証明検査者から前項の求めがあつたときは、総務省令で定めるところによ

り、特定利用者証明検査者証明符号の提供を行うものとする。

三 機構及び特定利用者証明検査者は、前項の規定により機構が特定利用者証明検査者証明符号の

提供を行うに当たつて合意しておくべきものとして総務省令で定める事項についてあらかじめ、

取決めに締結しなければならない。

第四十一条及び第四十四条第一項中「利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」の下に「並び

に特定利用者証明検査者証明符号」を加える。

第四十五条に次の一号を加える。

九 第三十八条の三第二項の規定により特定利用者証明検査者証明符号を提供する場合

第五十一条の見出し中「利用者証明検査者」を「利用者証明検査者等」に改め、同条に次の二項

を加える。

第五十七条の見出し中「電子計算機処理等の受託者等」を「利用者証明検査者等」に、「義務」を

「義務等」に改め、同条中「利用者証明検査者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受け

て行う」を削り、関する事務」の下に「利用者証明検査者の委託(二以上の段階にわたる委託を含

む。)を受けて行うものを含む。」を加え、同条に次の二項を加える。

二 前項の規定は、特定利用者証明検査者について準用する。この場合において、同項中「受領し

た利用者証明用電子証明書失効情報等」とあるのは、「特定利用者証明検査者証明符号」と読み替

えるものとする。

三 第三十八条の二第二項の規定により認可を受けて行う確認に関する事務(特定利用者証明検査

者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行うものを含む。)に従事している者又は

従事している者又は従事していた者が第五十七条第二項において準用する同条第一項の規定に

違反したとき。

第六十六条第一項中「受けた者」の下に「及び特定利用者証明検査者」を加え、同条第二項中「(行

政機関等及び裁判所を除く。第七十八條第二項において同じ。)」及び「(行政機関等及び裁判所を除

く。同項において同じ。)」を削る。

第六十七條第一項第一号中「第三條第六項」の下に「(第三條の二第二項において準用する場合

を含む。)」を加え、同項第五号中「第二十二條第六項」の下に「(第二十二條の二第二項において準

用する場合を含む。)」を加え、同項に次の一号を加える。

八 第三十八條の三第二項の規定による特定利用者証明検査者証明符号の提供に係る事務

第六十七條第三項中「住所都市町村長」の下に「又は附票管理市町村長」を加える。

第七十四條中「第五十五條」を「第五十五條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)

第七十八條第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)」に改める。

第七十八條第一項中「又は第六号」を「若しくは第六号」に改め、「受けた者」の下に「又は特定

利用者証明検査者」を加える。

第七十九條に次の一項を加える。

二 前項の規定は、国及び地方公共団体には、適用しない。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第四條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法

第十二条の二第四項	第一項	第十二条の二第五項	同項	第十二条の三第四項第三号	住所	第十二条の三第四項第四号	同項	第十二条の三第七項	第一項	第十二条の三第八項及び第九項	第一項
	住民票の写し										
	第七号第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十号に掲げる										
	戸籍の附票の除票の写し										
	第十七条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記載された										
	第二十一条の三第二項										
	住所その他の当該申出に係る戸籍の附票の除票を特定するために必要な事項										
	第二十一条の三第三項										
	第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のほか同条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記載された事項の全部又は一部が表示された第二十一条の三第一項に規定する戸籍の附票の除票の写し										
	第二十一条の三第三項										
	基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項(第七号第八号の二及び第十三号に掲げる事項を除く。以下この項における「同じ」の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書										

第二十四条中「(市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。)」を削る。
 第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第三十条までの規定中「第四章の三」を「第四章の四」に改める。
 第三十条の六に次の一項を加える。
 4 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事は、当該都道府県知事保存本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。
 第三十条の七に次の一項を加える。
 4 機構は、前項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「機構保存本人確認情報」という。)の全部又は一部が滅失したときは、当該機構保存本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。
 第三十条の八中「第三十条の六第三項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「二」という。)」を削る。
 第三十条の九中「第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「二」という。)」を削り、同条ただし書中「別表第一」を「同表」に改める。
 第三十条の九の二第二項中「第二十一条第一項又は第二項(番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。)」に改め、同条第二項中「前項」の下に「又は第三十条の四の二」を加える。

第三十条の十第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
 三 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出に係る個人番号カードの交付に関する事務の処理に求めがあつたとき。
 第三十条の十一第二項中「第三号」を「第四号」に改める。
 第三十条の十二第二項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
 三 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出に係る個人番号カードの交付に関する事務の処理に求めがあつたとき。
 第三十条の十二第二項中「第三号」を「第四号」に改める。
 第三十条の十五第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
 3 機構は、機構保存本人確認情報を、第三十条の四十二第四項又は第三十条の四十四の十第三項の規定による事務に利用することができる。
 第三十条の十七第一項中「この法律」を「この章及び第三十七條第二項」に改める。
 第三十条の二十五第二項中「若しくは第四項」を「から第五項まで」に改める。
 第三十条の二十六第一項中「規定」の下に「(第三章及び次章を除く。)」を加え、機構が行う「を削る。
 第三十条の三十七第三項中「本人確認情報処理事務」を「この法律の規定により機構が処理することとされている事務」に改める。
 第三十条の四十二第二項中「法律の規定」の下に「(次章を除く。)」を加える。
 第三十条の四十一から第三十条の四十四までを削る。
 第三十条の五十一中「に読み替えるもの」を削り、同条の表第十二条第五項の項中「第十二条第五項」の下に「第十五条の四第五項において準用する場合を含む。」を加え、同表第十二条の二第四項の項中「第十二条の二第四項」の下に「第十五条の四第五項において準用する場合を含む。」を加え、同表に次のように加える。

第十五条の四第二項	第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号	第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項。第三十条の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄
第十五条の四第三項	及び第六号から第八号までに掲げる事項	第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日

第四章の三を第四章の四とし、第四章の二の次に次の一章を加える。
 第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等
 (市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)
 第三十条の四十一 市町村長は、戸籍の附票の記載、削除又は第十七条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(戸籍の附票に記載されている同条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項(戸籍の附票の削除を行った場合には、当該戸籍の附票に記載されていたこれらの事項)並びに戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を都道府県知事に通知するものとする。
 2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。
 3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

第十二条の二第四項	第一項	住民票の写し	第十二条第二項
第十二条の二第五項	同項	同項	第十二条第二項
第十二条の三第四項第四号	同項	同項	第十二条第二項
第十二条の三第七項	第一項	第七号第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる	第十七条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記載された
第十二条の三第八項及び第九項	第一項	記載事項証明書	第二十條第三項に

第二十條の次に次の三條を加える。
 (戸籍の附票の脱漏等に関する都道府県知事の通報)
 第二十條の二 都道府県知事は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、当該都道府県の区域内の市町村が備える戸籍の附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。
 (戸籍の附票の脱漏等に関する委員会の通報)
 第二十條の三 市町村の委員会は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、戸籍の附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。
 (戸籍の附票の正確な記録を確保するための措置)
 第二十條の四 市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第十七條の二第二項若しくは前二條の規定による通知若しくは通報によつて、戸籍の附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、住所地の市町村長への確認その他戸籍の附票の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない。
 2 戸籍の附票に記載されている者は、自己又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属に係る戸籍の附票に誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長に対してその旨を申し出ることができる。
 第二十一条中「すべて」を「全て」に、「第四章の三」を「第四章の四」に改め、同条を第二十一条の四とする。
 第三章に次の三條を加える。
 (戸籍の附票の除票簿)
 第二十一条 市町村長は、戸籍の附票の全部を消滅したとき、又は戸籍の附票を改製したときは、その消滅した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票(以下「戸籍の附票の除票」と総称する。)をつづり、戸籍の附票の除票簿として保存しなければならない。

第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、磁気ディスクをもつて調製した戸籍の附票の除票を蓄積して戸籍の附票の除票簿とすることができる。	2
(戸籍の附票の記載事項) 第二十一条の二 戸籍の附票の除票には、当該戸籍の附票に係る戸籍の附票に記載をしてい	2
た事項のほか、当該戸籍の附票を消滅した旨及びその年月日又は改製した旨及びその年月日の記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票の除票にあつては、記録。以下同じ。)をする。	2
(戸籍の附票の除票の写しの交付) 第二十一条の三 市町村が保存する戸籍の附票の除票に記載されている者又はその配偶者、直系尊	2
属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の除票の写	2
し(第二十一条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票の除票を調製している市町	2
村にあつては、当該戸籍の附票の除票に記載されている事項を記載した書類。次項及び第三項並	2
びに第四十六条第二号において同じ。)の交付を請求することができる。	2
2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村	2
長に対し、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票の写しを第十七条第七号に掲げる事項の記載	2
を省略したもの交付を請求することができる。	2
3 市町村長は、前二項の規定によるものほか、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票につい	2
て、次に掲げる者から、当該戸籍の附票の除票の写しを第十七条第二号から第六号までに掲げる	2
事項のみが表示されたものが必要である旨の申出があり、かつ当該申出を相当と認めるときは、	2
当該申出をする者に当該戸籍の附票の除票の写しを交付することができる。	2
一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認	2
する必要がある者	2
二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者	2
三 前二号に掲げる者のほか、戸籍の附票の除票の記載事項を利用する正当な理由がある者	2
4 市町村長は、前三項の規定によるものほか、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票につい	2
て、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が	2
前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する戸籍の附票の除票の写しが必要	2
である旨の申出があり、かつ当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸	2
籍の附票の除票の写しを交付することができる。	2
5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五	2
項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申	2
出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、総	2
務省令「法務省令」と「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の除	2
票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ	2
れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	2

第十二条第五項	第一項	氏名	氏名その他の当該請求に係る戸籍の附票の除票を特定するために必要な事項
第十二条第七項	同項	住民票の写し	第十二条の三第一項
第十二条の二第二項第三号	住所	第七号第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる	住所その他の当該請求に係る戸籍の附票の除票を特定するために必要な事項

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が保存する除票の写しで第七号第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は除票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項その他法令で定める事項に関するもの交付を請求することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する除票について、次に掲げる者から、除票の写しで除票基礎証明事項(第七号第一号から第三号まで及び第六号から第八号まで)に掲げる事項その他法令で定める事項をいう。以下この項において同じ。のみが表示されたもの又は除票記載事項証明書で除票基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該除票の写し又は除票記載事項証明書を送付することができる。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がある者

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前二項に掲げる者のほか、除票の記載事項を利用する正当な理由がある者

4 市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する除票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する除票の写し又は除票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該除票の写し又は除票記載事項証明書を送付することができる。

5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「住民票の写し」とあるのは「除票の写し」と、「住民票記載事項証明書」とあるのは「除票記載事項証明書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第二項第三号	氏名	氏名その他の当該請求に係る除票を特定するために必要な事項
第十二条第五項	第一項	第十五条の四第一項
第十二条第七項	同項	第十五条の四第一項
第十二条の二第二項第三号	住所	住所その他の当該請求に係る除票を特定するために必要な事項
第十二条の二第四項	第一項	第十五条の四第二項
第十二条の二第五項	同項	第十五条の四第二項
第十二条の三第四項第三号	住所	住所その他の当該申出に係る除票を特定するために必要な事項
第十二条の三第四項第四号	第一項	第十五条の四第三項
第十二条の三第七項	基礎証明事項	除票基礎証明事項(第十五条の四第三項に規定する除票基礎証明事項をいう。以下この項において同じ)
	基礎証明事項以外	除票基礎証明事項以外

第十二条の三第八項及び第九項	第一項に	表示された 又は基礎証明事項 表示された第十五条の四第一項に規定する 又は除票基礎証明事項
第十二条第三号中「住所」の下に「(国外に転出をする旨の第二十四条の規定による届出(次号及び第七号において「国外転出届」という)をしたことによりいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者(以下「国外転出者」という)にあつては、国外転出者である旨)を加え、同条第四号中「年月日」の下に「(国外転出者にあつては、その国外転出届に記載された転出の予定年月日)を加え、同条に次の三号を加える。」		
五 出生の年月日		
六 男女の別		
七 住民票に記載された住民票コード(国外転出者にあつては、その国外転出届をしたことにより削除された住民票に記載されていた住民票コード。第三十条の三十七及び第三十条の三十八において同じ。)		
第十八条中「修正」の下に「(第三十条の四十一第一項において「戸籍の附票の記載等」という。)を加える。」		
第十九条第四項中「第一項」を「前三項」に改め、「は、総務省令」の下に「(前二項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。)」を加え、「住所地」を削り、「本籍地」を「他の」に改める。		
第十九条の次に次の一条を加える。		
(戸籍の附票の改型)		
第十九条の二 市町村長は、必要があると認めるときは、戸籍の附票を改製することができる。		
第二十条第一項中「戸籍の附票に記載されている者」を「市町村が備える戸籍の附票に記載されている者(当該戸籍の附票から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。)を含む。次項において同じ。))に「これらの者が記録されている戸籍の附票」を「当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し」に、「以下この条及び第四十六條」を「次項及び第三項並びに第四十六條第二号」に改め、「を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し」を削り、同条第二項中「戸籍の附票の写し」の下に「(第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの)を加え、同条第三項中「戸籍の附票の写し」の下に「(第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたもの)を加え、同条第四項中「として」の下に「同項に規定する」を加え、同条第五項を次のように改める。		
5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第十二条第五項	第一項	第二十條第一項
	住民票の写し	戸籍の附票の写し
第十二条第七項	同項	第二十條第一項
	第七号第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる	第十七条第一号及び第七号に掲げる事項並びに第十七条の二第一項の規定により記載された
	同項	第二十條第一項
	同項	第二十條第一項

第五條 国の行政機関等による情報システム整備計画に従って情報システムを整備しなければならない。

2 国の行政機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関等は、第一項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する行政機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行う努力をしなければならない。

4 国の行政機関等以外の行政機関等は、国の行政機関等が前三項の規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該行政機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、国の行政機関等以外の行政機関等が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 手続等における情報通信技術の利用
第一条の次に次の一条を加える。

(基本原則)

第二条 情報通信技術を活用した行政の推進は、事務又は業務の遂行に用いる情報を書面等から官民データ(官民データ活用推進基本法第二条第一項に規定する官民データをいう。以下この条において同じ。)へと転換することにより、公共分野における情報通信技術の活用を図るとともに、情報通信技術を活用した社会生活の利便性の向上及び事業活動の効率化を促進することが、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題の解決にとって重要であることに鑑み、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮がされることを確保しつつ、高度情報通信ネットワーク社会(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二条に規定する高度情報通信ネットワーク社会をいう。)の形成に関する施策及び官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策の一環として、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。

二 民間事業者その他の者から行政機関等に提供された情報については、行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報提供を要しないものとする。

三 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等(これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。)について、行政機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。

(政令への委任)
第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

別表を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)
第二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の四」に、「第二十条」を「第二十一条の三」に、「第二十一条」を「第二十一条の四」に、「第三十条の四十四」を「第三十条の四十一」に、「第四章の三」を「第四章の四」に、「附則本人確認情報の取扱い」を「附則本人確認情報の取扱いの特例」(第三十条の四十一―第三十条の五十一)を「第四章の三」外国人住民に関する特例(第三十条の四十一―第三十条の五十一)に改める。

第二条中「第二十一条」を「第二十一条の四」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「又は」の下に「第十二条第一項に規定する」を加え、「住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し」を「若しくは住民票記載事項証明書、第十五条の四第一項に規定する除票の写し若しくは除票記載事項証明書、第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し、第二十一条の三第一項に規定する戸籍の附票の除票の写し」に改める。

第八条中「第十八条を除き」を削り、「記載等」を「住民票の記載等」に、「第四章の三」を「第四章の四」に改める。

第九条第二項中「当該記載等」を「当該住民票の記載等」に改め、同条第三項中「第一項を前二項」に改め、「は、総務省令」の下に「(前項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。)」を加える。

第十条の次に次の一条を加える。
(住民票の改製)

第十条の二 市町村長は、必要があると認めるときは、住民票を改製することができる。

第十二条第二項中「記載等」を「住民票の記載等」に改める。

第十三条中「いう」の下に、「第二十条の三において同じ」を加える。

第十五条第二項中「記載等」を「住民票の記載等」に改める。

第十五条の二 市町村長は、住民票(世帯を単位とする住民票にあつては、その全部)を削除したとき、又は住民票を改製したときは、その削除した住民票又は改製前の住民票(以下「除票」と総称する)を住民基本台帳から除いて別につづり、除票簿として保存しなければならない。

2 第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、磁気ディスクをもつて調製した除票を蓄積して除票簿とすることができる。

(除票の記載事項)
第十五条の三 除票には、当該除票に係る住民票に記載をしていた事項のほか、当該住民票を削除した事由(転出(市町村の区域外へ住所を移すこと)をいう。以下同じ。)の場合にあつては、転出により削除した旨及び転出先の住所)及びその事由の生じた年月日(第二十四条の規定による届出に基づき住民票を削除した場合にあつては、転出の予定年月日)又は改製した旨及びその年月日の記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録。以下同じ。)をする。

2 第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る除票に転出をした旨の記載をする。

(除票の写し等の交付)
第十五条の四 市町村が保存する除票に記載されている者は、当該市町村の市町村長に対し、その者に係る除票の写し(第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて除票を調製している市町村にあつては、当該除票に記載されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六條第二号において同じ。)又は除票に記載をした事項に関する証明書(次項及び第三項並びに同号において「除票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。



(抜 粹)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効
率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律を
ここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年五月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第十六号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及
び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正
する法律

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五百十一号)の

一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 情報通信技術を活用した行政の推進

第一節 情報システム整備計画等(第四条・第五条)

第二節 手続等における情報通信技術の利用(第六条―第十条)

第三節 添付書面等の省略(第十一条)

第四節 その他の施策(第十二条・第十三条)

第三章 民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策(第十四条・第十五条)

第四章 雑則(第十六条―第十九条)

附則

第一章 総則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第四百四十四号)

第十三条及び官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三十三号)第七条の規定に基づく法

制上の措置として、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情

報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進につ

いて、その基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会

における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる

事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策について定め

ることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経

済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること

を目的とする。

第十二条中「当該手続等について規定する」を「手続等に関する他の」に改め、同条を第十八条